

第 1 2 号議案

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年足立区条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

2 0 区長	児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 1 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 2 区長	児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 3 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 の項中「(昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号)」及び「(昭和 4 6 年法律第 7 3 号)」を削り、同表 2 の項中「(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)」を削り、同表 6 の項中「(昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号)」を削り、同表 2 8 の項中「、就労自立給付金の支給又は徴収金の徴収」を「又は就労自立給付金の支給」に改め、同表 3 0 の項中「又は費用の徴収」を削り、同表に次のように加える。

47 区 長	児童扶養手当 法による徴収 金の徴収に関 する事務であ って規則で定 めるもの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定め るもの
		国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する情報であって規則で定め るもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による保険 料の徴収に関する情報であって規則で定める もの
		介護保険関係情報であって規則で定めるもの
48 区 長	特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 による徴収金 の徴収に関す る事務であつ て規則で定め るもの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定め るもの
		国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する情報であって規則で定め るもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による保険 料の徴収に関する情報であって規則で定める もの
		介護保険関係情報であって規則で定めるもの
49 区 長	児童手当法に よる徴収金の 徴収に関する 事務であって 規則で定める もの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定め るもの
		国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する情報であって規則で定め るもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による保険 料の徴収に関する情報であって規則で定める もの
		介護保険関係情報であって規則で定めるもの

5 0 区 長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険関係情報であって規則で定めるもの
5 1 区 長	生活保護法による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
5 2 区 長	児童福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険関係情報であって規則で定めるもの
		地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

5 3 区 長	児童福祉法による保育所費（利用者負担額）の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険関係情報であって規則で定めるもの
		地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

児童扶養手当法による徴収事務等において利用する特定個人情報を追加するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。